

松監第44号
平成28年8月4日

松戸市長 本郷谷 健次様

松戸市議会議長 大井知敏様

松戸市監査委員 牧野英之

同 三好徹

同 杉山由祥

同 飯箸公明

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した指定管理者監査について、

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

公益財団法人 松戸市文化振興財団

監査を実施した 監査委員名	牧野英之 三好徹 杉山由祥 飯箸公明
監査の種類	指定管理者監査
監査の期間	平成28年4月27日～平成28年5月26日
監査の対象団体	公益財団法人 松戸市文化振興財団
監査の方法	監査対象とした団体の指定管理に係る事務及び経理並びに 関係部課の事務が、法令等に準拠し適正に行われているか、 また、施設の管理が適切に管理され、協定等の義務は履行 されているか等を主眼において監査を行った。 監査にあたっては、関係書類・帳票類の全部若しくは一部 を抽出して審査・検査するとともに、関係者に説明を求める 質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部局(生涯学習部 社会教育課) <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に 根拠をおいているか。 ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。 ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は 適正になされているか。 ○指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されて いるか。 ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

1 監査の対象

松戸市文化会館並びに松戸市民劇場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
(松戸市文化会館 松戸市千駄堀646番地の4)
(松戸市民劇場 松戸市本町11番地の6)

管理代行料 松戸市文化会館 347,416,000円(平成27年度予算)
松戸市民劇場 45,074,000円(平成27年度予算)

年度協定締結日 平成27年4月1日

2 監査実施日

平成28年5月26日

3 指定管理者

公益財団法人 松戸市文化振興財団 理事長 谷口 誠敏

4 指定管理内容等

(1) 指定期間

平成26年4月1日～平成30年3月31日

(2) 指定方法

随意指定

(3) 事業内容

- ア 文化事業の企画及び実施に関する業務
- イ 施設の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- ウ 施設・設備の維持管理に関する業務
- エ その他市が必要と認める業務

5 監査の結果

指定管理者

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適切で、効率的に運営されているものと認められた。

所管部局

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等はおおむね適切で、効率的に運営されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

管理代行料の支払いについて

管理代行料の支払いが遅延していたものがあった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。